

◎いざというときの安心のために

20歳になったら国民年金

日本に住む20歳から60歳未満の全ての人には、国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障がいが残ったときや、働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届け出や保険料の納め忘れがあると、これらの年金の支給を受けられないことがあります。20歳になると、日本年金機構から加入手続きの書類が届きますので、記入して返信するか、お近くの年金事務所で手続きをしてください。

学生や収入が少なく保険料の納付が困難な人には、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いが猶予される制度があります。いざというときのため、加入手続きをして保険料は納期を守って納めましょう。



◎国民年金の種類と保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生	会社員、公務員など（厚生年金保険や共済組合の加入者で65歳未満の人）	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
保険料	国民年金保険料【定額】15,020円（23年度）被保険者が負担	厚生年金保険料率16.412%（23年9月現在）労使折半で負担	被保険者本人は保険料の負担なし。配偶者の加入する年金制度の保険者が負担

◎事故や病気で障がいが残ったり死亡したりしたときも国民年金が安心を保障します



国民年金には、老齢基礎年金のほかに、障害基礎年金と遺族基礎年金があります。国民年金は、万が一のときの大切な収入となり、あなたとあなたの大切な家族を支えてくれる制度です。

老齢基礎年金

65歳から生涯にわたり受けられる

障害基礎年金

病気やけがで障がいの状態になった人が受けられる

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに、子のある妻または子が受けられる

◎年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度には、全ての制度に共通して使用される基礎年金番号があります。国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などをこの番号で管理します。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要です。大切に保管してください。



■問い合わせ・手続き先＝一関年金事務所国民年金課（☎0191㉓4246）

本庁市民課国民年金係（内線137）、各総合支所市民環境課

◎新生活を迎えようとしている皆さんへ

こんなトラブルに気をつけて

卒業・入学シーズンを迎え、春から一人暮らしなど新生活を始める人が多くなります。思いもかけないトラブルに遭わないよう、次の事例を参考に注意しましょう。



悪質商法

*キャッチセールス

街中でアンケートを頼まれ、喫茶店や営業所についていったら、商品やサービスの契約をせまられた。

*アポイントメントセールス

見知らぬ人から「当選したのでプレゼントを取りに来て」と電話があり、受け取りに行くとアクセサリや会員権を売りつけられた。

*デート商法

間違いメールをきっかけに親しくなった女性と会うことにしたが、なぜか宝石の展示会場に連れていかれて商品を勧められた。嫌われたくなくて高額商品を買ったが、女性とは連絡がつかなくなった。

*資格商法

「就職に有利」「資格の取得に国の補助がある」と高額教材を売りつけられた。数年後、別の業者からその契約を引き合いに「終了にはまだ受講料が必要」と再請求を受けた。

*マルチ商法

「会員を増やせば簡単に利益を得られる」と友人に誘われて、会員制の商品販売を始めた。結局、誰も勧誘できず、大量の在庫と多額の支払いが残った。

*送りつけ商法

注文していない商品が届き、一方的に代金を請求された。代金引換で支払ったため、返品が難しくなった。

【悪質商法への対処方法】

業者は、勧誘拒否に対して再勧誘することができません。悪質な業者には、はっきり断りましょう。友人や知人の勧めでも、不要な場合はきっぱりと断ることが大切です。

○良い断り方

「必要ない」「契約しない」「電話を掛けてこないで」

×悪い断り方

「結構です」「いいです」
…承諾の意味にされる
「考えておく」「今忙しい」
…また勧誘される

消費者トラブル

*買い物やキャッシングに便利なクレジットカード

クレジットカードの利用はカード会社からの「借金」です。支払い能力を超えた買い物を繰り返し、多重債務に陥る人が増えています。次のことを守りましょう。
○収入に合った限度額の設定
○人に貸さない（支払い義務はカード名義人）
○借金の返済に使わない（雪だるま式に債務が増える）
【ショッピング枠の現金化に注意】

お金に困っている人に「カードで商品を購入したら現金で買い取る」という業者がいます。クレジットカードのショッピング枠の現金化と言われていますが、この方法で一時的に現金が手に入っても、後日、カード会社から商品代金と利息分の請求が来て借金は増えてしまいます。

*携帯電話・インターネットのトラブル

①サイト閲覧中に何気なくボタンを押したら、登録料の請求がきた。あわてて連絡したため、相手に自分の個人情報を知られてしまった。

②占いやアルバイト情報のサイトに会員登録したら、いつのまにか出会い系サイトに登録されていた

*インターネット上のオークションやショッピング

代金を支払ったのに商品が届かない、店と連絡が取れないなど。

※相手の住所、電話番号、担当者名などメール以外の連絡先もチェックしておく。代金引換のある店を選び、不安な場合は取り引きをしないこと

◎困った時の相談窓口

悪質商法や消費者トラブルで困ったときは、お近くの市町村や都道府県の消費生活相談窓口にご相談ください。借金の整理にはいろいろな方法があります。借金や多重債務などは一人で悩まず、まずは相談してみましょう。

■問い合わせ・相談先＝本庁市民課総合相談室（内線141）

